

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 12 月 28 日現在

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530824

研究課題名(和文)台湾・中国・香港・韓国における戦前・戦後の不良・犯罪少年の教育権の保障

研究課題名(英文) Ensuring the Right to Education for Juvenile Criminals in Pre and Post War Taiwan, China, Hong Kong, and South Korea

研究代表者

山田 美香 (yamada, mika)

名古屋市立大学・人文社会系研究科・教授

研究者番号：90331610

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、戦後台湾では日本統治期の少年司法、少年刑務所などの制度を生かし、各国の少年司法を研究したうえで台湾の不良・犯罪少年への教育権が保障されるような制度を作った。1960年代までの感化院、少年輔育院の歴史、現在の台湾の少年福祉について研究をした。第二に香港では日本占領期が短期であったこともあり、イギリス型の少年司法下で教育権の保障がなされた。

研究成果の概要(英文)：Ensuring the right to education for pre and post war juvenile delinquents and criminals in Taiwan, China, HongKong and south Korea. First, in post-war Taiwan, after studying juvenile justice systems from each country, a system was created based on the juvenile justice system, juvenile prison system, and other related systems from Japanese unification period in order to ensure the right to education for Taiwanese juvenile delinquents and criminals. Second, in HongKong the Japanese occupation period was short lived, so the right to education was ensured an England-like juvenile justice system.

研究分野：教育学

キーワード：少年犯罪 台湾 中国 香港 明陽中学 少年刑務所 不良少年

1. 研究開始当初の背景

私は、戦前、特に日本が植民地・占領地にした国・地域において、少年犯罪と教育について日本の影響から研究をしてきた。これまで日本がアジアで初めて導入した「近代的少年司法、それに関わる制度」「不良・犯罪少年の教育」については、ほとんど論じられてこなかった。その理由は、戦前・戦後植民地・占領で「少年司法・少年矯正、教育」に関わった者は日本国内で再就職したこと、そして、日本国内においても少年福祉の視点があった大正時代と違い、戦時中、少年矯正、教育の関係者は少年を戦場へ送るなどしたこと、戦後すぐは戦前の少年犯罪と教育に関して議論の俎上に上ることはなかったためである。しかし、10年以上前から台湾などでは関連史料が公開されていくなか、当時の「少年司法・少年矯正、教育」の状況が分かってきた。また一方で、戦後の少年犯罪と不良・犯罪少年の教育について、日本は戦後すぐの状況から発展していないのに対し、日本植民地・占領地だった国の方が新しい少年司法制度・少年福祉を実現していると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、台湾・中国・韓国・香港における不良・犯罪少年の教育権の保障について、戦前の日本統治時期と戦後の学校教育史、少年矯正教育史の「連続・非連続」から比較研究をする。戦前日本の台湾・韓国などへの影響が戦後いつまで残ったのか（「連続」）、ここ20 - 30年の各国・地域の少年福祉、教育権の保障はどのような思想的背景から生まれたのか（「非連続」）を歴史的に研究する。1980年代以降、台湾などでは徐々に義務教育段階からの分離教育+統合教育で、不良・犯罪少年の教育権が保障されるようになった点を検証する。韓国、台湾などの国、地域は、戦後、アメリカの少年司法の影響を受けているとも言える。戦前・戦後の司法関係資料の公開がどんどん進んでいるなか、日本統治の影響との関係で、各地の戦後少年犯罪史、「少年司法・少年矯正、教育」の研究することは、大変意義あることだと考えた。

3. 研究の方法

1. 資料収集 アジアの戦後少年犯罪史から日本の影響について資料を収集した。第一に、戦前の日本統治の影響を調査するため、台湾の国家図書館、韓国の国家記録院、ソウル大学図書館、中国広東省の大学図書館、省立図書館、香港大学の図書館、香港の公文書館などで戦前・戦後の少年犯罪に関わる資料の収集をした。日本、台湾、韓国は戦後アメリカの少年司法に大きく影響を受けたことから、アメリカの公文書館などで資料収集もした。それぞれの戦後史から不良・犯罪少年の教育権がどのように保障されたのか、比較研究を行った。

第二に、現在の香港の特別支援学校、韓国の少年院などを訪問し、不良・犯罪少年の教育権の保障について研究をした。計画では戦前・戦後すぐの教育関係者への聞き取り調査を行う予定であったが、それはほとんどできなかった。しかし、現在の不良少年に関わる関係者への聞き取り調査を多く行うことができた。

4. 研究成果

第一に、戦後台湾では日本統治期の少年司法、少年刑務所などの制度を生かし、各国の少年司法を研究したうえで台湾の不良・犯罪少年への教育権が保障されるような制度を作ったことが明らかとなった。台湾の戦後の日本統治期の少年刑務所に関する公文書の所在は明らかだが、見ることはできなかったとはいえ、1960年代までの感化院、少年輔育院の歴史について研究し、紀要論文で公表した。これら研究の資料には、主に台湾省の公文書、高雄の明陽中学（少年刑務所）の公文書を用いた。この結果、台湾では日本統治期の少年司法制度が活用されながらも、各国の少年司法が研究され、台湾的な少年司法制度が作られたことが分かった。台湾については、拙著『日本植民地・占領下の少年犯罪 台湾を中心に』（2013）で戦前の少年司法、少年福祉について、拙著『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』（2012）で、現在の少年の教育権に関して書いた。現在の台湾の不良・犯罪少年については、少年を支える民間団体、不登校の生徒を支える民間団体も訪問した。他に貧困、問題行動等を抱えた生徒が就学する中学校の特別クラスなどを訪問した。この結果、台湾では、日本より不良・犯罪少年への公的な教育保障がなされていることが明らかとなった。

第二に、香港では日本占領期が短期であったこともあり、イギリス型の少年司法下で教育権の保障がなされる。そのため戦後香港では日本的な少年司法の影響はなく、1997年の中国返還後はイギリス的な少年の教育権保障に中国的な教育が加えられていった香港の戦後少年犯罪に関わる研究、現在の不良・犯罪少年が就学する特別支援学校、航海学校等の訪問の報告については、拙著『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』（2012）に掲載した。特別支援学校での普通教育ではない不良少年に行う教育の状況について調査をしたことで、新しい少年に対する教育権の保障のあり方を考えることができた。また民間団体の少年支援の状況も調査をし、少年を支える多くの社会福祉士の存在について上記拙著で紹介した。この他、香港教育の生徒指導・カウンセリング組の督学（現在は退職）とのネットワークができ、1回の訪問に終わらず、その後も交流が続き、第一屆兩岸四地學校輔導國際學術研討會（香港浸会大学、2012年7月）で研究成果を発表することもできた。

第三に、中国については、香港の研究のため隣接する広東省広州市の中山大学図書館、省立図書館等で資料収集をした。中国の東北部の戦前戦後に関する一次資料は新聞、雑誌等があり、香港大学、中山大学図書館には二次資料(省志)、先行研究があったが、少年司法制度、少年福祉に関する戦前戦後の連続性について結論を出すには至らなかった。

満州国については、戦前司法部に多くの日本人が働いており、満州国六法も日本の六法とあまり変わらないが、満州国では少年司法制度が作られなかった。関東州の制度は終戦直前に内地に準ずるものとなったが、終戦後の状況に関して日本との関連で少年司法、少年犯罪に関する資料も探すことができなかった。そのため今後も継続して資料収集をしていく予定である。

第四に、韓国(戦前の朝鮮)については、国家記録院で日本統治期の公文書を収集した。ただ朝鮮は人口が多く、大陸と接しているなど台湾以上に公文書が多く、また韓国内での先行研究もあり、十分に調査し論文を書くには至らなかった。しかし今後これまで収集した公文書をもとに研究を進めていく予定である。現在の韓国については、少年院、生徒支援をする中学校内のセンター等を訪問し、少年福祉が充実しつつある状況がよく分かった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

1. 「日本植民地下台湾・朝鮮における少年保護」、山田美香、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第13号、2010年6月、査読なし、pp.27-38。

2. 「香港の学校における不良少年の戦後史」、山田美香、国際アジア文化学会『アジア文化研究』第17号、2010年6月、査読あり、pp.49-59。

3. 「日本植民地・占領下の台湾、朝鮮半島、中国東北部における少年犯罪の比較研究」、山田美香、日本司法福祉学会『司法福祉学研究』第10号、2010年8月、査読あり、pp.10-24。

4. 「台湾における感化院の歴史」、山田美香、『アジア教育史学の開拓』、東洋書院、2012年12月、pp.401-427。

5. 「1960年代台湾における少年輔育院」、山田美香、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第19号、pp.1-16、2013年6月。

6. 「台湾における高雄少年輔育院補習学校の歴史」、山田美香、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第20号、pp.115-134、2014年2月。

[学会発表](計5件)

1. 台湾・香港の学校における問題を抱えた

生徒(不良少年)の支援、張汝秀・山田美香、アジア教育学会第5回大会(2010年10月31日、於：九州大学箱崎キャンパス)

2. 香港における群育学校、山田美香、日本司法福祉学会、関西福祉科学大学、2011年9月4日

3. 台湾の少年法院と明陽中学、山田美香・張汝秀、国際アジア文化学会年末研究例会、地球飯店、2011年12月

4. 台湾与香港輔導老師及社工的作用—対問題学生的關注、山田美香、第一屆兩岸四地學校輔導國際學術研討會(香港浸会大学、2012年7月)

5. 台湾における高雄少年輔育院の歴史、山田美香、2013年8月8日、アジア教育史学会第22回大会(日本弘道会ビル)

[図書](計2件)

1. 『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』、山田美香、風媒社、全380頁、2012年3月

2. 『日本植民地・占領下の少年犯罪 台湾を中心に—』、山田美香、成文堂、全186頁、2013年

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田美香 (YAMADA, Mika)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号: 90331610

(2)研究分担者

山田敦 (YAMADA, Atsushi)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号： 80322767

(3)連携研究者

なし()

研究者番号：